

令和7年
(2025)
栃木県
実施要綱

春の交通安全 県民総ぐるみ運動

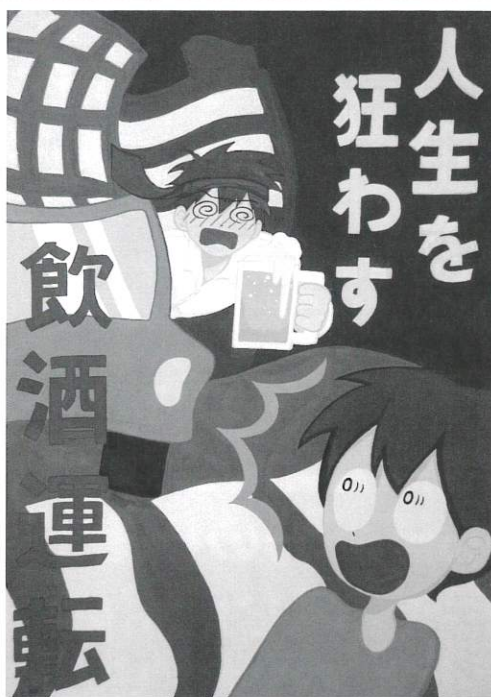
VERY GOOD LOCAL
とちぎ

実施期間 令和7(2025)年4月6日(日)から4月15日(火)

交通安全
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です

≪ 令和6年度 交通事故防止に関するポスターコンクール ≫



優秀賞作品

県立足利工業高等学校 齋藤 心優さん



最優秀賞作品

県立足利工業高等学校 木村 萌さん



- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる
道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や
シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



- 4月 8日(火) 「自転車マナーアップ」強化の日
- 4月10日(木) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
- 4月11日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
- 4月13日(日) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

令和6年中における交通事故死者数は60人、
うち横断中の死者数は**13人**と全体の**21.7%**を占めています。

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- 通学路や未就学児を始めとするこどもが日常的に集団で移動する経路等において見守り活動をしましょう。
- こどもの急な飛び出しに備え、「学校」、「幼稚園」、「保育所」等の周辺や「通学路」、「園児のお散歩コース」、「住宅街の道路」では減速しましょう。
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)内では速度を抑えましょう。
また、区域を抜け道として利用しないでください。



「令和6年度 交通事故防止に関する
ポスターコンクール」 入選作品
県立足利工業高等学校 井亦 絆菜さん

正しい横断方法の実践

- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して手を上げるなど「横断する意思」を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。

2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

歩行者優先意識の徹底

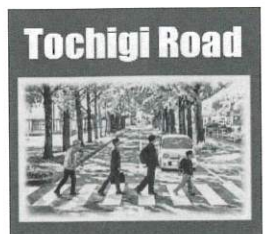
「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

- S E E** (見る) ➡ こどもや高齢者をいち早く**発見**する
- SLOW** (減速する) ➡ こどもや高齢者を見たら**減速**する
- STOP** (停止する) ➡ 危険を感じたら、すぐに**停止**する



「横断歩道は 歩行者優先」

- 運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。
- 横断歩道等に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。

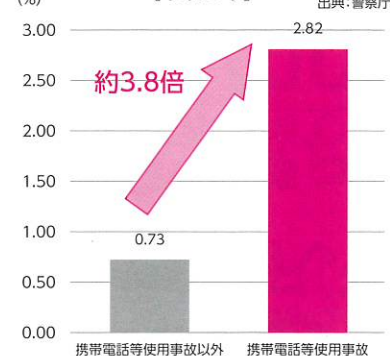


ながら運転等の根絶

- 自転車も含め運転中のいわゆる「ながらスマホ」は**危険な行為**です！
 - ・ 自動車(乗用車、貨物車、特殊車)で携帯電話等を使用しながらの交通事故は、死亡事故の発生リスクが**約3.8倍**になります。
 - ・ 自転車の「ながらスマホ」による交通事故の発生件数は**約1.5倍**に増加しています(平成25年～平成29年累計と平成30年～令和4年累計を比較、警察庁調べ)。
- 令和6年11月1日の改正道路交通法施行により、自転車に乗りながら携帯電話等を手で保持して、通話する行為や画面を注視する行為は**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**に罰則が強化されました。

自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の交通事故

携帯電話等使用有無別死亡事故率比較
【令和5年】



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の事故に占める死亡事故の割合(死亡事故率)について、携帯電話・スマートフォンの使用が要因となって発生した事故とそれ以外の事故を比較したものの。

シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- 全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。

シートベルトの正しい着用方法

シートベルトは正しく着用することで、交通事故にあった際の被害を大幅に軽減できます。

- ☑ シートに深く腰掛け、体を斜めにせず正しい姿勢。
- ☑ 肩ベルト(3点式ベルトの場合)は、首にかからない。また、肩ベルトがたるんでいない。
- ☑ ベルトがねじれていない。
- ☑ 腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかり締める。
- ☑ バックルの金具は確実に差し込む。



チャイルドシートの正しい使用方法

6歳未満の子供を車に乗せる場合は、チャイルドシートを取扱説明書などに従って、正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子供が運転操作を妨げることを防止できます。

- ☑ 子供の成長に合わせて、体格に合うものを使用する。
- ☑ なるべく後部座席で使用。 (助手席エアバッグ装備の場合)
- ☑ 座席に確実に固定する。

※やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定する。



乳児用シート



幼児用シート

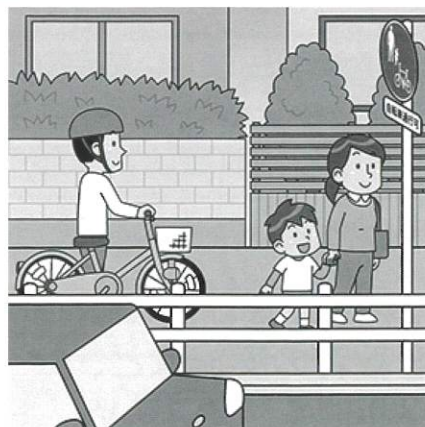
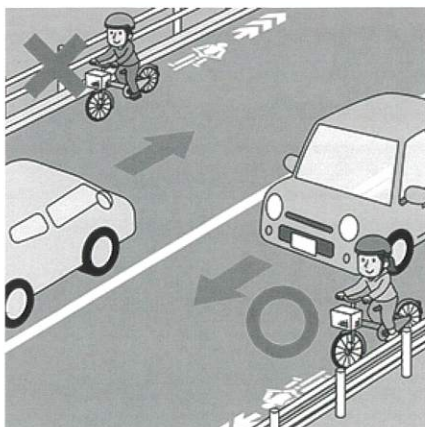


学童用シート


3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

守ろう！「自転車安全利用五則」

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



※以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合 
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者その他車道通行に支障がある方
- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反です。



③ 夜間はライトを点灯

- 夜間はライトを点灯しなければなりません。
- 反射材も活用しましょう。



厳罰

④ 飲酒運転は禁止

- 自転車の飲酒運転も犯罪です。
酒気帯び運転…罰則:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒酔い運転…罰則:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 飲酒が自転車の運転に及ぼす影響は自動車を運転する場合と同じです。
- 飲んだら絶対に自転車の運転はやめましょう。



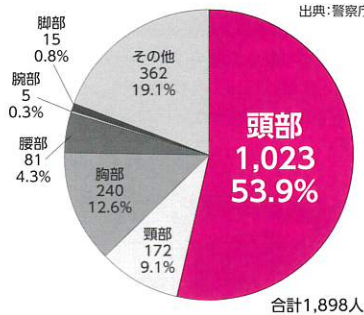
⑤ ヘルメットを着用

命を守るため みんなでかぶろう自転車ヘルメット! ～ LET'S HELMET UP! ～

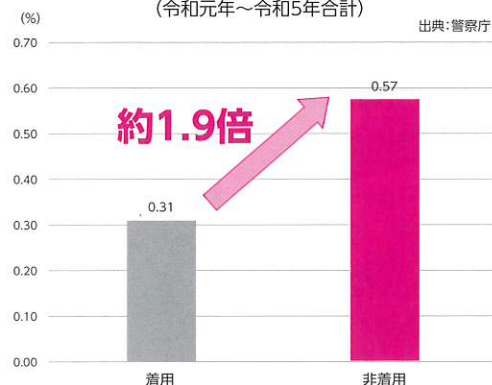


栃木県高校生自転車ヘルメット着用推進キャラクター「まもる君」最優秀作品
 県立足利工業高等学校 須藤 未羽さん

自転車乗用中死者の人身損傷主部位 (致命傷の部位) (令和元年～令和5年合計)
 出典:警察庁



ヘルメット着用状況別の致死率比較 (令和元年～令和5年合計)
 出典:警察庁

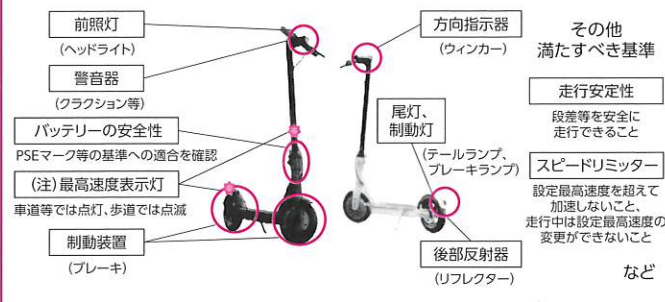


- 自転車乗車の際は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- 栃木県自転車条例では、自転車保険加入を義務化しています。必ず加入しましょう。

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- **乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください。**
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

特定小型原動機付自転車の保安基準項目



詳しい交通ルールについては警察庁ホームページをご確認ください。



詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページをご確認ください。



栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索